



豊かな自然環境の保全と活用に向けて



2018/10/16版

淀川管内河川保全利用のてびき（案）

淀川管内河川保全利用委員会 編

河川保全利用指針（案）

■□■□■□■ も く じ ■□■□■□■

	ページ
第1章 はじめに -----	2
第2章 河川整備計画での位置づけ -----	3
第3章 淀川の河川特性 -----	4
・ 淀川水系の概要 -----	4
・ 河川環境特性の概観 -----	6
・ 外来種対策の重要性について -----	11
・ 歴史的背景 -----	12
・ 近年の人と川とのかかわり -----	13
・ 淀川本川区間の概要と特性 -----	14
・ 宇治川区間の概要と特性 -----	19
・ 木津川下流区間の概要と特性 -----	24
・ 桂川区間の概要と特性 -----	28
第4章 保全利用にあたっての着眼点 -----	34
第5章 事例集 -----	52
巻末資料(出典一覧、参考となるHPの紹介) ----	66

■第1章 はじめに

《淀川管内河川保全利用委員会とは》

- 淀川管内河川保全利用委員会は、上位計画である「淀川水系河川整備計画（H21.03）」において位置づけられている。近年顕在化してきた河川環境問題を踏まえ、「川らしい利用の推進」を進めていく際に、専門的な知識を持つ学識者からの意見を聞く場として設置されたもの。
- 占用施設の新設や更新の許可に合わせ、当該占用地の管理・保全利用状況を審議することにより、占用户に当該占用地周辺の河川環境の保全・再生に重視することを再認識してもらう。特に、過年度の委員会での指摘等に対する改善状況についての確認を行っている。
- 河川整備計画に示される河川敷利用の基本的考え方に基づいて、それぞれの占用地において河川環境の保全・再生に向けた取り組みを推進していく。

《この指針を取りまとめた目的》

- この「指針」は、過年度の保全利用委員会での委員からのご指摘等の趣旨を振り返り、今後の占用地のより良い保全利用に反映していくため、占用户と河川管理者が、ともに活用していく資料として整理したもの。
- 「指針」はあくまでも、『これまでの審議結果』を体系的に取りまとめ、整理したもの。
- 新しい考え方や、「今後はこうあるべき」といった将来展望については言及していない。これは、もともと委員会が位置付けられている「河川整備計画」を逸脱しないという意味でもある。
- 今後開催される委員会における個別審議でのご意見についても、随時反映し、蓄積していくことを想定している。

■第2章 河川整備計画での位置づけ

《参考資料；淀川水系河川整備計画（H21.03） 抜粋》

- 4. 河川整備の方針と具体的な整備内容
- 4. 5 利用
- 4. 5. 2 川らしい利用の促進
- (6) 川らしい河川敷の利用

河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。

ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることをふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。

○ゴルフ場、公園等占用施設等

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、川沿いの自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。

■第3章 淀川の河川特性

《淀川水系の概要》

淀川は、滋賀県山間部の大小支川が琵琶湖にあつまり、その南端の瀬田川洗堰から唯一の流出河川、瀬田川が南流し、京都府に入り宇治川と名を変え、桂川、木津川を合わせて淀川となり、大阪平野を西南に流れ、淀川大堰で旧淀川（大川）等を分派して大阪湾にそそいでいる。流域は、70余りの市町村からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがる。

近畿圏の中心を貫いている淀川は、下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市を抱え、関西地方の社会・経済・文化の基盤をなしている。また、琵琶湖国立公園をはじめとする6国立公園と10府県立自然公園があり、豊富で優れた自然環境を有している。

上流に位置する天然の大貯水池、琵琶湖が有する調節機能によって、我が国の他河川と比べても極めて安定した流況となっている。

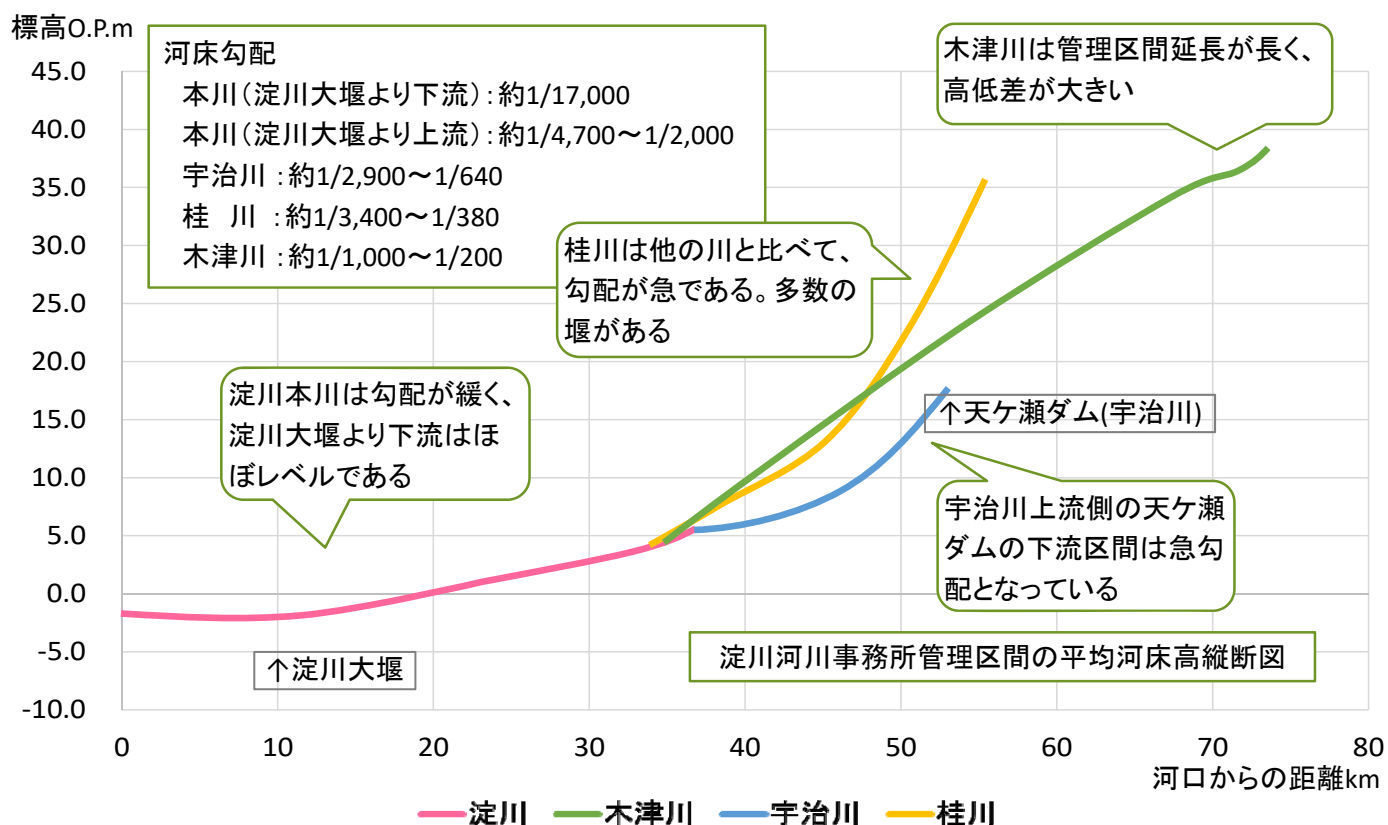
かつては宇治川、木津川、桂川の三川合流部に広大な巨椋池が存在していたことなどから、多くの固有生物が生息・生育する、我が国の河川の中でも屈指の、多様な動植物相を形成してきた水系といえる。



4

河川保全利用指針（案）

■第3章 淀川の河川特性



5

■第3章 淀川の河川特性 《水系全体の概観》

《河川環境特性の概観》

①琵琶湖

日本最大の淡水湖で、直接流入している河川だけでも100本を超える。流域面積は淀川水系総流域の約半分を占める。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1,000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。特に沿岸帯は生物層が豊かで、ヨシ等の抽水性植物群落が見られ、コイ、フナ類をはじめ、多くの魚類の生息や産卵・成育の場となっている。また、琵琶湖は平成5年に「ラムサール条約」の登録湿地に指定されている。一方、近年琵琶湖固有種の減少や外来種の増加、湖辺のヨシ群落等の生物の生息・生育・繁殖環境の減少が見られている。

②宇治川

琵琶湖南端の瀬田川洗堰から流出する瀬田川は琵琶湖からの唯一の流出河川で、京都府に入り宇治川と名を変える。下流の向島付近では広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリの繁殖地、ツバメのねぐら等野鳥の生息地となっており、冬季にはカモ類が多く飛来し、採餌、休息、繁殖場となっている。かつては砂河川であったが、土砂動態の変化により細粒分が流失し、宇治橋付近では礫質の河川となっている。かつては水系の広範囲に見られた絶滅危惧種のナカセコカワニナは、宇治川の限られた範囲でしか確認されなくなっている。



■第3章 淀川の河川特性 《水系全体の概観》

《河川環境特性の概観(つづき)》

③木津川

鈴鹿山脈に源を発し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、山城盆地から三川合流点に達している。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。また岩倉峡や赤目四十八滝等の優れた景勝地が点在している。下流部は勾配が緩やかとなり、川幅が広く交互砂州が発達し、瀬と淵が見られる砂州河川である。中下流域には広い砂州やワンド、本流と繋がっていない「たまり」が点在し、出水により攪乱を受け更新される環境が残されている。これらの水域にはタナゴ類が多数生息し、メダカや、国の天然記念物に指定されているイタセンパラが確認されている。上流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、土砂移動の障害の要因となるほか、出水時の流量調節が行われている。

④桂川

丹波山地の東端を源とし、小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。

かつては都市下水の流入により水質問題が顕著であったが、現在では環境基準値を満足している。嵐山より下流の河道内には複数の井堰があり、流水域と湛水域が連続する環境になっている。ヨシ原はオオヨシキリの繁殖地となって



■第3章 淀川の河川特性 《水系全体の概観》

《河川環境特性の概観(桂川のつづき)》

いるほか、カヤネズミなどの小動物の生息場となっており、それらを捕食するチョウゲンボウなどの猛禽類も見られる。水際の湿地環境にはカワヂシャなどの希少な植物の生育も見られる。

⑤ 淀川本川

三川合流点から枚方大橋までの区間では、河岸に発達した寄州が見られ、鶴殿に代表される広大なヨシ原が広がっている。オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、チュウヒ等の猛禽類も見られる。

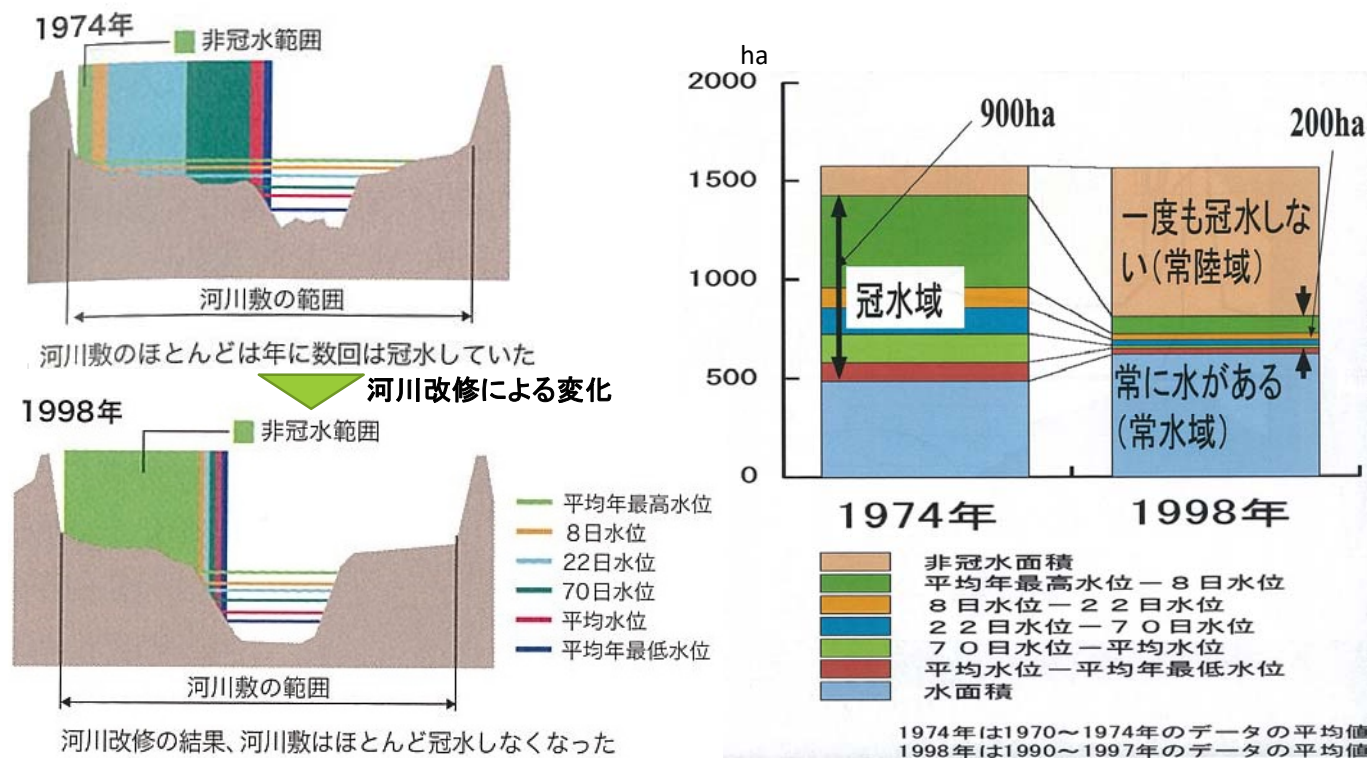
淀川大堰の湛水区間では、城北や庭窪のワンド群、豊里のたまり群等があり、イシガイ、ドブガイをはじめとして、琵琶湖・淀川水系の固有種で、かつての巨椋池に生息した絶滅危惧種のおぐらヌマガイ、レンズヒラマキガイや、イタセンパラをはじめとするタナゴ類などの魚貝類が見られるが、近年は減少の傾向にある。ワンド、たまり周辺のヨシ群落は、水鳥の休息場やツバメのねぐらになる。

淀川大堰から河口までの区間は汽水域となっており、十三から西中島にかけてヤマトシジミをはじめ、ゴカイ類、カニ類などの底生動物が生息する。また、シギ・チドリ類が採餌・休息地として利用している干潟が広がっている。また、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。

戦後の大規模改修が進められたことで洪水に対する安全度は向上したものの、高水敷の冠水頻度は極端に低下し、攪乱が起きずに安定しすぎている状況にある。



■第3章 淀川の河川特性 《淀川本川の水際の冠水範囲の変化》



■第3章 淀川の河川特性 《水系全体の概観》

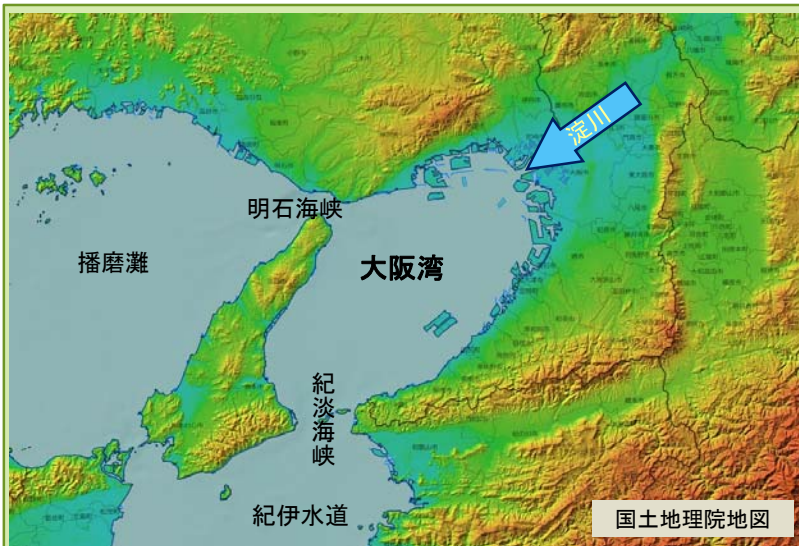
《河川環境特性の概観(つづき)》

⑥大阪湾

大阪湾は、明石海峡で播磨灘と、紀淡海峡で紀伊水道と2ヶ所の開口部を持つ閉鎖性海域となっている。規模は、東京湾よりやや大きい。

古くは「茅渟(ちぬ)の海」とも呼ばれ、豊富な水産資源に恵まれた海であった。現在では、淡路島周辺や湾口部に豊かな自然が多く残され、優れた漁場ともなっている。

背後に人口と産業の集積地区を抱えているため、河川等を通じて陸域の汚濁物質の流入が多く、外海と湾内の海水の循環が起こりにくい地形的要因もあって、湾内に汚濁物質が滞留・堆積しやすい環境にある。汚れた水が流れ込むことによる赤潮の発生などが問題となっている。



■第3章 淀川の河川特性 《外来種について》

《外来種とは》

人間の活動に伴って、それまで自然に分布していなかった場所に持ち込まれた「外来種」は、全てが必ずその場所で野生化し生育できるとは限りません。新しい環境に適応し、在来種に悪影響をおよぼす例は、むしろ稀だと言えますが、実際に被害が起きた場合は極めて深刻な影響をもたらします。影響の大きい外来種のことを、特に「侵略的外来種」と呼びます。今、世界の各地で起きている問題の多くは、この侵略的外来種によるものです。また、外来種には、海外からのみでなく、国内の他の場所から移動したもの(特に「国内移入」という)も含まれます。

《河川における外来植物対策の必要性》

河川への外来植物の侵入は、在来植物のみならずこれらを生活の中で利用する在来の昆虫や哺乳類などの生物の減少や絶滅、交雑による遺伝的攪乱などを引き起こします。そして、河川固有の生態系や、本来の景観を損なうなど、河川の生物多様性を低下させる大きな要因となります。また、河川に侵入した外来植物は、堤内外の人間生活にも悪影響を与える恐れがあるため、できるだけ初期段階での対策が必要と言えます。

《法による規制》

外来種規制を定めた、いわゆる「特定外来生物法」が平成16年に成立しました。「特定外来種」に指定された種は、輸入はもとより、植えたり種をまいたり、屋外に投棄したりすることができません。違反した場合、法人に対しては最大1億円以下の罰金が、個人に対しては3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課されます(32条、33条)。



■第3章 淀川の河川特性 《歴史的背景》

《歴史的背景》

淀川流域は、古来より我が国の政治経済と文化の中心地として栄えた。淀川は流域の灌漑用水や飲み水として、また豊かな漁場などとして活発に利用されてきた。特に江戸時代には、三十石船で代表されるように京都・大坂を結ぶ交通の大動脈として人々や荷物を運び、西国街道、京街道、木津路等の陸路とのネットワークが形成されていた。

また、古くは茨田(まんだ)の堤や難波(なにわ)の堀江として伝えられる工事や太閤堤、文禄堤の築造など洪水との戦いも営々と行われてきた。さらには、その淀川の風景は、万葉集に見られるように多くの和歌に詠まれたり、紀行文として名高い土佐日記に描かれたりするなど、淀川を舞台とした文化が育まれてきた。

このように、淀川は人々に多くの恵みを与え、また、時には脅威として、人々とのきわめて密接なかかわりを持ちながら長い歴史を刻んできた。



三十石船(事務所HPより転用)



茨田の堤遺構(事務所HP)



樟葉台場跡(枚方市HP)



文禄堤遺構(守口市HP)

河川保全利用指針（案）

■第3章 淀川の河川特性 《近年の人と川とのかかわり》

《近年の人と川とのかかわり》

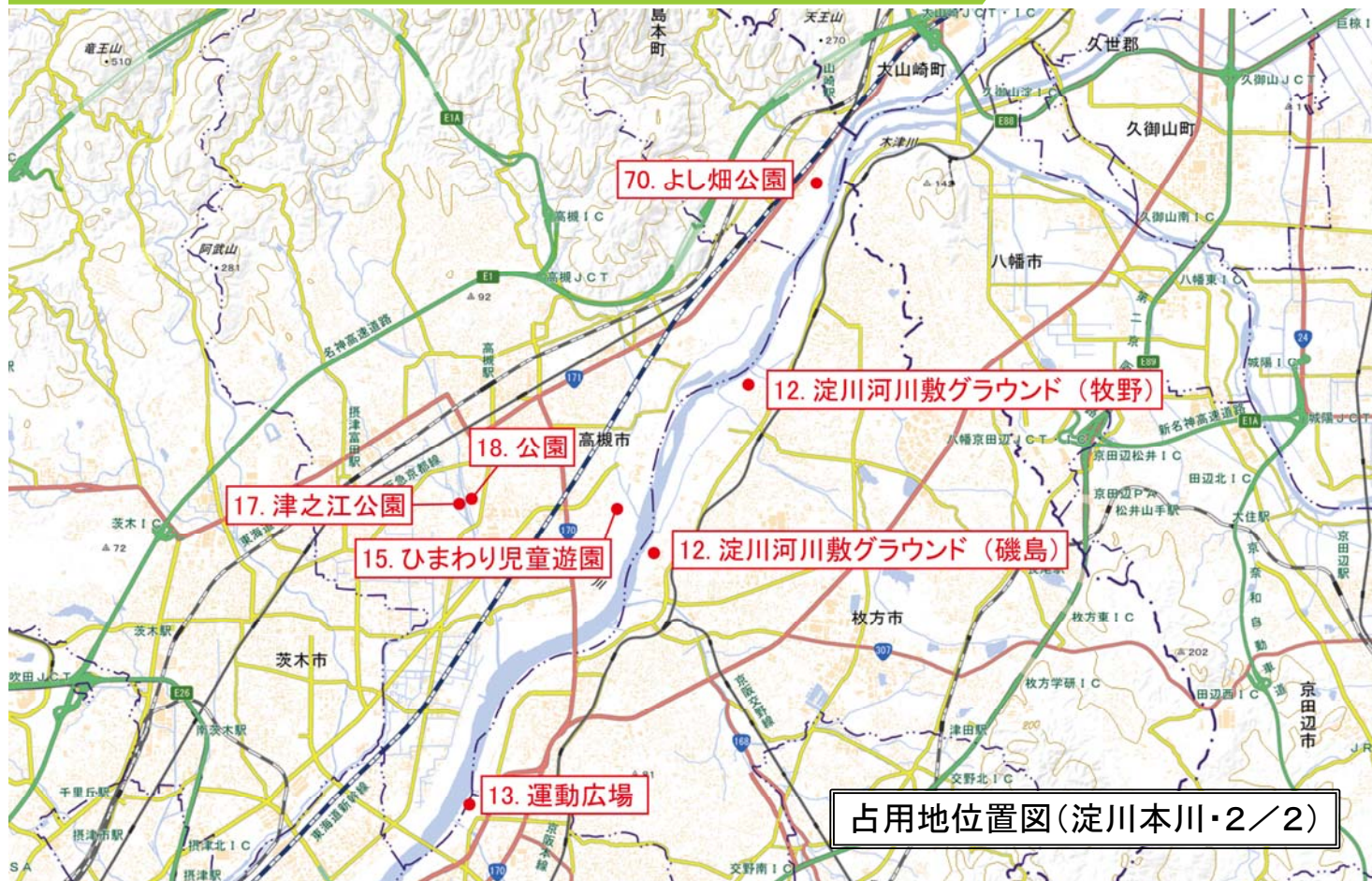
治水対策の進捗により洪水被害は減少したが、反面、川に対する畏敬や恐怖心が薄らいだこと、水道普及などのライフスタイルの変化、河川水質の悪化などが相まって、川は人々の生活から遠ざかっていった。学校でも「川で遊んではいけません」という指導を行い、その結果、地域の共有財産として守り育まれてきた川と人とのつながりが多くの地域で消えつつある。

日常において川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、かつ、地域の財産を多くの人々が享受し、利用する場であり、さらには地域固有の風土・文化を形成してきた重要な要素でもある。そのような環境を将来にわたって保全・再生していくためには、住民・住民団体(NPO 等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における川と人とのつながりを再構築していくことが求められている。

河川環境を学習の場として活用していくためには学校・教育委員会との連携が必須であるが、教員自身が「川遊び」を経験していない世代となっていることや、環境活動家の高齢化、後継者不足等も課題となっており、地域で連携した積極的な展開を、計画的に進めていく必要がある。

さらに今後急速に進行する少子高齢化等の社会情勢の変化に合わせて、柔軟な対応をしていく必要がある。





■淀川本川の河川特性

《淀川本川区間の特性》

- ✓ かつては「渡し場」があり日常的に水辺に近づいたり、干潟や砂州があって子供たちが砂浜で遊ぶことができたが、河川整備により水路を掘り下げて洪水の流下断面積を確保したため、“安定しすぎた”高水敷と、河道の流水域の二極化が進み、干潟や砂州のような「水際の移行帯」が失われてきている。
- ✓ 昭和20年代には約180haもの面積で広がっていた干潟は、平成10年には約50haに減少した。
- ✓ ワンド群やたまり、ヨシ原などの淀川の河川環境を特徴づける自然環境に貴重な動植物が生息・生育しているが、これら自然環境も急速に減少しつつあり、残存する自然環境の多くも衰退してきている。
- ✓ シンボルフィッシュであるイタセンパラは近年著しく減少したが、関係機関の協力のもと野生復帰プロジェクトが進められ、放流個体の再生産が確認されるなど成果が表れつつある。
- ✓ かつてはヤマトシジミ、ウナギ、アユなどの水産資源に恵まれていた。近年、アユを鴨川まで上らせようという取り組みがNPOによって推進されている。
- ✓ 京阪神都市圏を貫流し、河川空間は沿川住民に対し貴重なオープンスペースを提供している。
- ✓ 沿川住民が多く、日常的に多くの利用者に利用されている。

《淀川本川の占用にあたって配慮すべき事項》

- ✓ 河道内が生物の生息空間となっており、そこに淀川固有の特徴的な生物が生息していることを、利用者にも認識してもらえようような取り組みが必要。積極的に水辺に近づくことのできる場が確保できると良い。
- ✓ 生物の生息地と、占用地との間にバッファゾーン(環境の緩衝帯)を設ける。
- ✓ 季節に応じた多様な自然の姿は、川に関心を持つきっかけとなる。オオヨシキリのさえずり(5月～8月)、アユの遡上(4月～6月)、季節ごとの花や昆虫などを紹介していく。
- ✓ 今後の少子高齢化に対応した、持続可能な利活用方法を検討する必要がある。



■淀川本川の河川特性

《参考：「淀川河川公園基本計画（H20.08）」（抜粋）》

Ⅱ.整備及び管理運営の基本方針 の「1. 整備方針」より、関連部分を抜粋して表示

○淀川の自然環境の保全・再生を図る

河川の横断及び縦断方向での自然環境の連続性に留意しながら、自然環境のネットワーク及び淀川の特徴ある水辺の景観が保全・再生されるよう、水際における河川形状の修復などにより、干潟や砂州、ヨシ原、ワンド、たまりをはじめとする水陸移行帯や淀川固有の生物が生息・生育できる場の保全・再生を図る。

○淀川らしい利用ができるようにする

① 淀川の自然環境と利用との調和を図る

水とのふれあいなど河川の魅力を発揮し、淀川ならではの空間特性を活かした利用など、淀川の自然環境を次世代に引き継ぐことができる、持続可能な利用がなされるよう、社会動向の変化、周辺の都市の状況、地域住民・利用者のニーズや意見を踏まえ、地区ごとの特性を考慮しながら淀川の自然環境と利用との調和を図る。

② 淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる

淀川の自然環境の特性を損なわないよう留意しつつ、地区ごとの特性を活かし、水辺での水遊びや自然観察、原っぱでの遊びや運動、休憩、散歩など様々な形で淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる。

③ 淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ

水辺の風景を楽しみながら散策やジョギング、サイクリングなどが行えるよう、淀川全体をつなぐとともに、周辺の都市におけるまちづくりと連携を図り、周辺の地域と淀川にまつわる歴史・文化資源の散策・周遊・サイクリングのルート設定や、広域避難地としての役割を担うなど、まちと淀川をつなぐ取り組みを行う。

④ 淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる

水辺越しに見える都心部の眺望景観、背景の北摂連山や天王山、男山、生駒山地などの山なみと一体となったおおらかな景観等との調和を図りながら、淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる。

河川保全利用指針（案）

■宇治川の河川特性

《宇治川区間の概要》

○管理区間（本川及び主な支川）

- ・宇治川（三川合流部の大阪・京都府境から天ヶ瀬ダム下流まで、約18km）
- ・支川・東高瀬川（宇治川合流点から城南宮橋まで、約3km）
- ・支川・山科川（宇治川合流点から六地藏橋まで、約2km）

○沿川自治体

- ・京都市、宇治市、八幡市、久御山町

○審議対象占用地一覧

番号	名称	許可受人
20	宇治川公園	京都市
21	天ヶ瀬公園・白川浜公園	宇治市
23	改進黨運動広場	京都市
25	京都府立宇治公園	京都府
26	かわきた自然運動公園	八幡市
27	庚申町ちびっこひろば	京都市伏見区
29	緑地帯	京都市
30	模型飛行場	関西模型クラブ連合会
66	夢浮橋ひろば	宇治市





■宇治川の河川特性

《宇治川区間の特性》

- ✓ 水源が琵琶湖であり、年間を通じて安定した流量が供給されている。天ヶ瀬ダムによる洪水調節機能により、出水後の流量増加期間が長期化する。また、河床低下により、下流の高水敷の冠水頻度も低下してきている。
- ✓ かつては砂河川であったが、土砂動態の変化により細粒分が流失し、宇治橋付近では河床材料が礫質となっている。
- ✓ 下流の淀川本川と同様、“安定しすぎた”高水敷と、河道の流水域の二極化が進み、干潟や砂州のような「水際の移行帯」が失われている。現状では安全に水辺に近づくことのできる場所は限られてしまっている。
- ✓ ナカセコカワニナはかつて水系の広範囲に見られたが、現在では宇治川の一部でしか確認されない。
- ✓ 下流部は木津川、桂川と比べて勾配が緩く、向島地区のヨシ原はオオヨシキリの繁殖地であり、近畿地方最大といわれるツバメのねぐらとなっているが、河川水位の低下の影響でヨシ原面積が減少してきている。
- ✓ 世界遺産である平等院に隣接する宇治公園一帯は、重要な観光地となっており、通年多くの観光客が訪れる。



■宇治川の河川特性

《宇治川の占用にあたって配慮すべき事項》

- ✓ 河道内が生物の生息空間となっており、そこに淀川固有の特徴的な生物が生息していることを、利用者にも認識してもらえるような取り組みが必要。積極的に水辺に近づくことのできる場が確保できると良い。
- ✓ 貴重な生物の生息地と、占用地との間にバッファゾーン（環境の緩衝帯）を設ける。
- ✓ 季節に応じた自然の姿を見ることは、川に関心を持つきっかけとなる。オオヨシキリのさえずり（5月～8月）、アユの遡上（4月～6月）、ツバメのねぐら入り（8月）、季節ごとの花や昆虫などを紹介していく。
- ✓ トウネズミモチ、メリケンソウ、セイタカアワダチソウなどの外来種の拡大を防止するための対策が必要。
- ✓ 今後の少子高齢化に対応した、持続可能な利活用方法を検討していく必要がある。



トウネズミモチ(国立環境研究所HP)



メリケンソウ(淀川河川公園HP)



セイタカアワダチソウ(国立環境研究所HP)

■木津川下流の河川特性

《木津川下流区間の概要》

○管理区間

・木津川（三川合流部から笠置大橋まで、約37km）

○沿川自治体

・八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、精華町、和束町、笠置町

○審議対象占用地一覧

番号	名称	許可受人
31	城陽市立木津川河川敷運動広場	城陽市
32	草内木津川運動公園	京田辺市
33	木津川河川敷運動広場	久御山町
34	川口市民公園	八幡市
35	京都府木津川運動広場	京都府
36	田辺木津川運動公園	京田辺市
37	浜上津屋遊園	八幡市
39	公園（ゲートボール場）	井手町
40	田辺木津川つつみ緑地	京田辺市
41	山城コミュニティ運動広場	木津川市
42	キャンプ場	笠置町
43	木津川河川敷多目的広場	精華町
44～69	桜つつみ広場（富野、奈島、ほか）	城陽市
49	桜つつみ	京田辺市

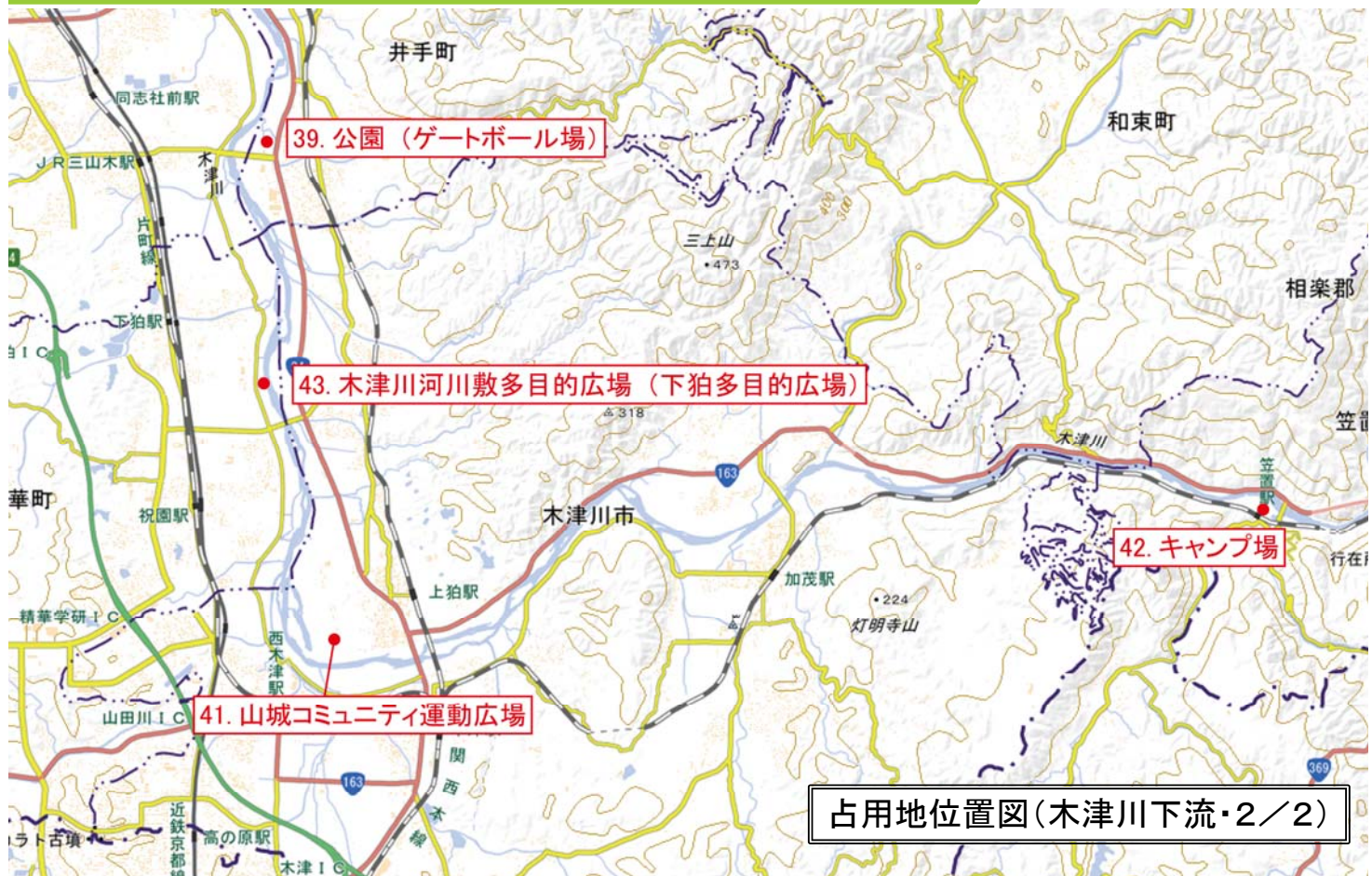


24

河川保全利用指針（案）



25



占用地位置図(木津川下流・2/2)

■木津川下流の河川特性

《木津川下流区間の特性》

- ✓ 上流は奈良県伊賀地方の市街地を流れており、京都府に入って少子化・過疎化が急速に進行する山城地方を流下し、再び京都市の市街地をかすめて三川合流部で淀川に合流する。このため、地方河川と都市河川の両面の特性を持った川といえる。
- ✓ 自然環境が良好な状態で残されており、堤防敷だけでもレッドリストに該当する植物が30種以上確認できる。これは、水系の他河川と異なる特徴といえる。この理由として、高水敷と低水路の比高差が、比較的小さく、洪水による攪乱がある程度維持されている、ということが挙げられる。
- ✓ 下流部は勾配が緩く交互に州がつく砂州河川で、瀬と淵が連続する。自然河岸となっている区間が多く、水際には、出水規模によって冠水する「水際移行帯」、ワンド・たまりなどの多様な環境が形成され、不安定な環境を利用する様々な動植物の生息・生育の場として機能している。ただし、上流域のダム建設によって土砂供給が減り、河床が低下して水際移行帯も縮小しつつある。
- ✓ 上流側では、高水敷に耕作地が多い（不法耕作地もある）。また、地場産業である茶の栽培も盛んである。

《木津川下流の占用にあたって配慮すべき事項》

- ✓ 冠水頻度の高い、高水敷の流路よりの占用地は、比較的安定した堤防側の比高の高い箇所に移設する方が合理的である。
- ✓ 裸地のグラウンドは冠水すると土砂流出が著しいため、草のグラウンド（草野球）とした方が維持管理にも有利である。
- ✓ 特に直轄上流側の、いわゆる「地方部」では、今後の急速な過疎化、少子高齢化の進行に対応した、持続可能な利活用方法を検討していく必要がある。



アマナ：大阪府RDB（カテゴリ指定なし）
（淀川河川事務所HP）

■桂川の河川特性

《桂川区間の概要》

- 管理区間(日吉ダム区間を除く)
 - ・桂川(三川合流部から渡月橋上流まで、約18km)
- 沿川自治体
 - ・京都市、大山崎町
- 審議対象占用地一覧

番号	名称	許可受人
24	淀・桂川グラウンド	京都市伏見区
50	納所中河原ちびっこひろば	京都市伏見区
51	大山崎町桂川河川敷公園	大山崎町
52	羽束師運動広場	京都府
53	嵐山児童公園	嵯峨伊勢ノ上町 自治会
54	久世川原公園	京都市
55	久世橋西詰公園	京都市
56	久世橋東詰公園	京都市
57	桂川緑地公園	京都市
58	嵐山公園臨川寺地区	京都府
59	嵐山東公園	京都府
60	桂川運動公園	京都府
61	堤外児童公園	京都市
62	桂川緑地離宮前公園	京都市
64	久我橋東詰公園	京都市
65	上野橋東詰公園	京都市



28



占用地位置図(桂川・1/2)

29



■桂川の河川特性

《桂川区間の特性》

- ✓ 管理区間外であるが、上流域に亀岡や保津峡を抱えており、周辺一体で「桂川らしさ」を醸し出している。
- ✓ 嵐山周辺は観光地として発達しており、海外からの旅行者も多数訪れている。
- ✓ 淀川と比べて勾配が急であるが、河道内に複数の井堰が設置され水面勾配が抑えられ、流水域と湛水域が交互に連続する環境となっている。堰により魚類をはじめとする水生生物の縦断的移动が妨げられている。
- ✓ 上流部では、オオサンショウウオ、中流部ではアユモドキが確認されている。ヨシ原はオオヨシキリの繁殖地となっているほか、カヤネズミなどの小動物の生息場となっており、それらを捕食するチョウゲンボウなどの猛禽類も見られる。河原の砂礫地はチドリ類などの河原性の鳥類の生息場となっている。水際の湿地環境にはカワヂシャなどの希少な植物の生育も見られる。
- ✓ 占用地は堤脚から水際部まで、高水敷の横断方向の大部分を占めるもの、また延長の長いものが多い。さらに、高水敷に民地の耕作地が存在している。耕作地の割合は他河川に比べ大きい。



■桂川の河川特性

《桂川の占用にあたって配慮すべき事項》

- ✓ 河道内が生物の生息空間となっており、そこに淀川固有の特徴的な生物が生息していることを、利用者にも認識してもらえるような取り組みが必要。積極的に水辺に近づくことのできる場が確保できると良い。
- ✓ 大規模なクリーン作戦を毎年展開するなど、既に流域一帯で取り組む機運が醸成されている
- ✓ 貴重な生物の生息地と、占用地との間にバッファゾーン（環境の緩衝帯）を設ける。
- ✓ 縦横断的な生物の移動経路に配慮し、水際部のグリーンベルトやコリドーを保全する工夫が必要。
- ✓ 高水敷の公園整備箇所と水面が不連続となっているため、水辺への安全なアクセスを確保する工夫が必要。
- ✓ 今後の少子高齢化に対応した、持続可能な利活用方法を検討していく必要がある。



水際部の刈り残された群落は、コリドー〔生物移動経路〕として機能する（上野橋東詰公園）



水際部の樹林存置状況（久世橋東詰公園）

河川保全利用指針（案）

■第4章、第5章の構成

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

- チェックリストをもとに設定した16の着眼点ごとに、それぞれの解説と河川管理者が押さえておくべきポイントを記載
- 解説については、レビューシートの整理で得られた共通事項を記載

■第5章 事例集

- 参考となる事例を紹介
- 着眼点との対応をページ右側のスイッチで表現

着眼点

《着眼点1》

- ✓ 占用地は自治体等が策定する計画に位置づけられているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 本津川では、大規模公園・グラウンド等はすべて、自治体の総合計画に位置づけられている
- 関連他計画での位置づけを有することで、「緑地」あるいは「自然環境」に位置づけられている

《解説(ランクC)》

- 堤内地や堤防上の比較的小規模な施設であるため、特に位置づけはされていない

《チェックのポイント》

- 基礎的事項の確認項目である。
- まちづくり計画等、関連する他の計画において位置づけられている

レビューシートで
得た共通事項

保全利用にあたり
押さえておくべき
ポイント

参考となる事例

《事例1 グラウンドに隣接した自然ゾーン》のイメージ》



対応する着眼点を
スイッチ形式で表示

・グラウンドに隣接して自然環境学習ゾーンを設け、「川らしい」「川ならではの」利活用に配慮【3】[5]
・比高が低く冠水頻度が高いエリアを自然観察ゾーンとして活用(機能転換、冠水頻度への配慮)【4】[10]

- 着眼点1
- 着眼点2
- 着眼点3
- 着眼点4
- 着眼点5
- 着眼点6
- 着眼点7
- 着眼点8
- 着眼点9
- 着眼点10
- 着眼点11
- 着眼点12
- 着眼点13
- 着眼点14
- 着眼点15
- 着眼点16
- 着眼点ー

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

整理項目は現行のチェックリストとリンクした16の着眼点を基本に、その他必要に応じて個別具体的に設定する。

着眼点	整理項目	ランクA	ランクC
1	占用地は自治体等が策定する計画に位置づけられているか	○	○
2	防災計画上の位置づけがあるか	○	○
3	堤内地への機能代替や、「川らしい自然環境」を踏まえた機能転換の計画があるか	○	○
4	機能代替や機能転換について、関係他部局と連携して検討しているか	○	
5	占用目的は「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に合致するか	○	
6	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか	○	○
7	利用状況は占用目的に合致しているか	○	○
8	「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか	○	
9	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか	○	○
10	占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか	○	
11	占用地の整備や管理は、生態系の連続性や自然環境の保全・利用に配慮しているか	○	
12	自然環境に関する情報発信や環境学習・保全活動等を実施しているか	○	
13	不許可工作物の設置、占用区域外の使用はないか	○	○
14	占用地での利用が、他の目的の河川利用者の支障となっていないか	○	
15	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか	○	○
16	管理運営・利用のルールが定められ、適正に運用されているか	○	○
—	その他(個別の特記事項)	○	○

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点1》

- ✓ 占用地は自治体等が策定する計画に位置づけられているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 大規模公園・グラウンド等は都市計画やみどりの基本計画等で位置づけられていることが多い
- 関連他計画での位置づけを有することで、「緑地」あるいは「公園」としての存在意義が高くなる

《解説(ランクC)》

- 河川改修で生じた残地等を活用していると考えられ、まちづくり側での位置づけはなされていないことが多い

《ポイント》

- 基礎的事項の確認項目である。
- まちづくり計画等、関連する他の計画において位置づけられている場合は存在意義が高まる

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点2》

- ✓ 防災計画上の位置づけがあるか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 大規模公園・グラウンド等は一次避難場所、緊急時ヘリポートなどに位置づけられていることがある
- 多様な機能を有することで、「場」としての存在意義が高くなる

《解説(ランクC)》

- 該当するような面積を有しないことが多い

《ポイント》

- 基礎的事項の確認項目である。
- 地域防災計画等での位置づけがある場合、周辺の住民にとって緊急時の重要な場所であることを周知することが重要であり、これとあわせて周辺河川の自然環境等も周知・啓発することも検討する
- 治水上の重要地点になっている箇所等については、防災計画上の位置づけの有無にかかわらず、過去の被災状況や場の特性について、周知するなどの工夫が望まれる。

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点3》

- ✓ 堤内地への機能代替や、「川らしい自然環境」を踏まえた機能転換の計画があるか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 大規模公園の場合、全体の機能移転は困難であるが、部分的な堤内側への機能移転の可能性についても検討する
- 移転先候補としては、廃校跡地など公共施設の統廃合により生じる各種跡地が挙げられる
- 範囲縮小により占用地内に新たな自然地を創出すること（機能転換）も対策の一案として検討する

《解説(ランクC)》

- 河川改修で生じた残地等を活用していると考えられ、機能移転等の検討は特に行われていないことが多い

《ポイント》

- 今後課題となると考えられる少子化傾向、グラウンドスポーツ人口の減少傾向をかんがみ、利用ニーズの将来動向を見据えた維持管理のあり方を検討する準備が必要であり、継続的に指導にあたる
- 堤内側への一部機能移転のみでなく、占用地内における一部機能転換の可能性についても検討することを促す

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点4》

- ✓ 機能代替や機能転換について、関係他部局と連携して検討しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 堤内側の移転先候補について情報を有する都市計画部局、教育委員会等との組織横断的連携が必要である
- 連携先部署との情報共有を進める

《ポイント》

- 部分的な機能移転について検討するため、関連する部局（都市計画、教育委員会など）との情報共有に努めるよう促す
- グラウンド等の一部を環境学習・体験学習が可能なエリアとして活用することなどが考えられ、他の場所で実施されているイベント等の新たな誘致のほか、学校側のニーズに応えるため、関係部局との連携を強化を促す
- 今後急速に進行する、少子高齢化、過疎化等に対応した持続可能な利活用方法を検討する必要がある
- これまでの少年野球から、高齢者の利用が活発になる可能性があり、そのニーズに応える必要がある

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点5》

- ✓ 占用目的は、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」に合致するか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- グラウンドでのスポーツ利用などの、いわゆる「占用目的に応じた利用形態」の枠を外し、水辺や河道内の生物等に親しむようなプログラムの展開が評価される
- 「検討中」にとどまらず、具体のアクションが必要であり、水辺利活用に詳しい河川レンジャーや環境NPO等の環境団体との連携が望まれる

《ポイント》

- 占用している部局のみでは実施できることに限界があるため、環境部局や教育委員会など、環境学習等の取り組みを実際に展開している部局と協働で、河川レンジャーや環境NPO等との連携による「環境学習イベント」などの積極的な展開を促す
- 必要に応じ関連する情報の提供に努める
- 最近新たに、河川レンジャーと協働でイベントを開催した事例として、宇治川の「模型飛行場」の取り組み事例がある

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点6》

- ✓ 特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 例えば野球グラウンドでは、もっぱら利用する野球チームにとっての「公平性」のみでなく、周辺自然環境を楽しみたい一般利用者が安全に利用可能かどうか、といった意味での「公平性」についても配慮が必要である

《解説(ランクC)》

- 公園等の一部において排他独占的利用が生じた場合は、行政指導により是正する

《ポイント》

- スポーツ施設について、スポーツ利用団体にとって広く公平に利用されていることのほか、スポーツ利用以外の一般利用者が「自由に」利用できる状態となっていることが望ましい
- 模型飛行場についても同様で、愛好者以外の、河川空間の一般の利用者への配慮を促す
- 施設の一部の排他独占的な利用によって一般利用者の利用が制限されている場合は指導・是正する
- 今後は、当該占用地の占有者のみでなく、周辺地域を含めた広域圏での利活用を視野に入れた取り組みが必要となると考えられ、周辺自治体等との広域連携等をさらに進めていく必要がある

40

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点7》

- ✓ 利用状況は占用目的に合致しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 占用目的外の利用（公園・グラウンド敷地内での駐車場利用など）がなされないことが基本である

《解説(ランクC)》

- 特に問題がないことが多い

《ポイント》

- 本来の占用目的に合致しない利用については指導・是正する
- 着眼点5の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」と合わせ、川らしい利用に向けた取り組みがなされていることが重要
- 「グラウンドとして占用しており、グラウンドとして利用している」のみでなく、グラウンド利用者に対してどのような働きかけをしているか、工夫が望まれる

41

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点8》

- ✓ 「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 「検討中」にとどまらず、具体のアクションが必要であり、水辺利活用に詳しい河川レンジャー等との連携が望まれる

《ポイント》

- スポーツ施設についても、スポーツ利用団体に対する「多様な河川環境の保全と活用」の啓発が求められている
- 占用担当部局のみでの対応は困難と考えられ、環境部局や教育委員会等と連携し、一般の利用者を対象とした「環境学習プログラム」の展開を具体化していくことを促す
- 「検討中」では具体の取り組み状況が伝わらないため、現状の取り組み状況について報告を促す
- 河道内が生物の生息空間となっており、そこに淀川固有の特徴的な生物が生息していることを、利用者にも認識してもらえるような取り組みが必要。積極的に水辺に近づくことができる場が確保できると良い
- 小規模な公園でも、歴史的に重要な場所に立地するものなどについては、積極的な利用者への情報提供をすることが望まれる
- 今後は、当該占用地の占有者のみでなく、周辺地域を含めた広域圏での利活用を視野に入れた取り組みが必要となると考えられ、周辺自治体等との広域連携等をさらに進めていく必要がある

42

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点9》

- ✓ 保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 周辺の良好な自然地等を紹介する啓発看板や、外来種についての正しい知識を紹介する環境学習看板等の設置などの対策が評価されている
- 環境学習プログラムの展開等が推奨されるため、「検討中」にとどまらず、水辺利活用に詳しい河川レンジャー等との連携が望まれる

《解説(ランクC)》

- 一般生活圏から水辺へのエントランスとして機能する場であることが多いため、水中部、あるいは水際に特筆すべき河川環境が形成されている場合には、一般利用者への啓発をする場として適している
- 周辺景観に配慮した啓発看板等の設置が有効である

《ポイント》

- 前項同様、環境部局や教育委員会等と連携し、一般の利用者を対象とした「環境学習・啓発プログラム」の展開を具体化していくことを促す
- 花壇などの植栽帯への導入植物についても、地域の風土に根差したものを選定するよう指導する
- 「把握している」では具体の取り組み状況が伝わらないため、具体の対応状況についての報告を促す
- 貴重な生物の生息地と占用地の間に環境の緩衝帯（バッファゾーン）を設けるなどの工夫が必要

43

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点10》

- ✓ 占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 冠水頻度の高いエリアを有する場合、既存の利用状況から自然地への一部機能転換の可能性についても検討する

《ポイント》

- 占用地内の冠水しやすい区域(比高の低い範囲)については、冠水後の現状復旧に多大な労力を要することから、比高の高い場所への機能移転の検討を促す
- グラウンド利用者の減少が見込まれる場合など、グラウンドから自然観察地等への機能転換も有効な手段であり、検討を促す
- 淀川、宇治川、桂川では高水敷と水面の比高差が大きくなっている箇所が多く、冠水による攪乱が生じにくくなっている
- 木津川では冠水による攪乱が生じやすいが、冠水するエリアでは土砂の流失を防ぐよう、グラウンドを裸地にせず草の生えた「草野球場」としていくことが望まれる

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点11》

- ✓ 占用地の整備や管理は、生態系の連続性や自然環境の保全・利用に配慮しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 占用範囲の周縁部が水際植生帯や水際エコトーンなどとして機能している場合に評価が高い
- 占用地に隣接する水域・水際部からの連続した自然植生帯が形成されている場合、生息する生物に対する配慮がなされていると判断できる

《ポイント》

- 水域から陸域へのエコトーンが分断されている、河川上下流方向の生物移動経路の連続性が断たれている、などの課題がある場合は対策が必要であり、指導にあたる
- 人工物については必要最小限度にとどめ、可能な限り自然素材を用いた整備を促す
- 貴重な生物の生息地と占用地との間にバッファゾーン(環境の緩衝帯)の設置を促す
- 縦横断的な生物の移動経路に配慮し、水際のグリーンベルトやコリドーを保全するような工夫が必要

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点12》

- ✓ 自然環境に関する情報発信や環境学習・保全活動等を実施しているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 「検討中」にとどまらず、具体のアクションが必要であり、水辺利活用に詳しい河川レンジャーや環境NPO等、環境団体との連携が望まれる
- 環境部局、教育委員会等との情報共有に努める(環境イベントを定期的を開催しているようであれば、誘致するなど)

《ポイント》

- 占用担当部局のみでの対応は困難と考えられ、環境部局や教育委員会等と連携し、一般の利用者を対象とした「環境学習プログラム」の展開を具体化していくことを促す
- 自治体によっては、関連部局において「生物調査結果報告」や「環境紹介」などのパンフレットや冊子を既に作成していることもあるため、部署間連携による活用を促す
- 「検討中」では具体の取り組み状況が伝わらないため、具体的に踏み込んだ対応状況の報告を促す
- 季節ごとの特徴的な生物の生態などを踏まえた、占用地周辺の河川環境の紹介をする小冊子を作成・配布する、などの取り組み事例を提示する
- 環境団体と協働によるイベント開催等についても事例を提示する

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点13》

- ✓ 不許可工作物の設置、占用区域外の使用はないか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 該当しないことが基本である

《解説(ランクC)》

- 問題とならない場合が多い
- 一般利用者による不許可工作物等の設置が見られた場合は、行政指導により是正する

《ポイント》

- 基礎的事項の確認項目である
- 倉庫や物置などの新たな設置や、占用区域外への駐車等が常態化している場合などについては、指導・是正にあたる
- 一部利用者による排他独占的利用がなされている場合等に私物が設置されることがあり、行政指導により是正にあたる

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点14》

- ✓ 占用地での利用が、他の目的の河川利用者の支障となっていないか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- グラウンドとしての利用によって、周辺の一般利用者の利用が制限されていないかどうか（水際部へのアプローチなど）
- 支障ある場合は機能区分するなどの工夫が必要となる

《ポイント》

- 占用目的に応じた利用によって、一般の利用者の利用が制限されている場合などは指導・是正にあたる（周辺道路上への駐車による交通障害など）
- 前項とあわせ、一部の排他独占的利用者による不法占用等がなされている場合も同様である

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点15》

- ✓ 地域住民の迷惑になる利用がなされていないか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- 例えばグラウンド利用者の無秩序な駐車等によって一般利用者の通行の妨げとなっている場合、適正利用のための指導が必要
- ゴミ放置などに対しては、注意喚起看板の設置や見回り等が効果的である

《解説(ランクC)》

- 不法投棄等の対策としては、日常からの利用を促進することも対策のひとつと考えられ、来訪者を増加させる工夫について関係部局（観光、教委など）と連携した取り組みが必要である

《ポイント》

- 前項同様、交通障害の発生等については行政指導等の対策を講じる
- 不法投棄対策については広報等による周知、日常の巡視の強化等が有効と考えられるが、併せて、日常の一般市民による利用を促進することで「捨てにくくする」方法が考えられる。
- 日常利用促進については占用担当部局のみでの対応は困難と考えられ、環境部局や教育委員会等と連携し、一般の利用者を対象とした「環境学習プログラム」の展開の具体化を促す

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点16》

- ✓ 管理運営・利用のルールが定められ、適正に運用されているか

ランクA

ランクC

《解説(ランクA)》

- グラウンド等の場合、管理規定の制定とそれに基づく管理がなされていることが多い
- 規定の中に「自然環境保全」についての条項を加えることが望ましい

《解説(ランクC)》

- 特にルールを設ける必要がある場ではないことが多い
- 周辺に特筆すべき自然環境が形成されている場合等について、それを周知・啓発するような対策を講じることが望まれる

《ポイント》

- 管理運営規則等の設置については大規模グラウンド等是对応がなされていることが多いが、その実態を判断する
- 施設利用者に対して、グラウンド等利用範囲の周辺の自然環境に目を向けさせるような工夫を促す

■第4章 保全利用にあたっての着眼点

《着眼点ー》

- ✓ その他(個別の特記事項)

ランクA

ランクC

《ポイント》

- 占用部局(占用者)は占用地の適正な維持管理に努めているが、環境学習・環境啓発の具体のプログラム展開を求められており、この取り組みについては他部局との連携が必要となる
- 占用部局として、自治体組織内に広く施設活用についてアピールし、ニーズを発掘することが重要となる
- 民間施設の場合、自治体の環境部局、教育委員会等と連携した新たな環境教育イベント等の展開が望まれる

■第5章 事例集

参考事例1	多目的広場と生物観察ゾーンの一体的な整備	53
参考事例2	河川レンジャーとの連携	54
取組み事例1	グラウンドの一部返還による自然地再生	55
取組み事例2	グラウンド機能の移転によるビオトープ創出	56
取組み事例3	定例イベントに環境学習を組み込んだ例	57
取組み事例3-2	点野親水空間の活動風景	58
取組み事例4	スポーツ利用団体による清掃活動	59
取組み事例5	環境啓発看板の設置	60
取組み事例6	占用地周縁部の草地管理イメージ	61
取組み事例7	手続き時のチラシ等による「環境啓発」	62
改善事例1	排他独占的利用の改善事例	63
改善事例2	駐車場拡幅に伴い、同面積のグラウンドを自然地に返還 ...	64
改善事例3	利用規約・利用要綱の整備	65

■第5章 事例集

《参考事例1 多目的広場と生物観察ゾーンの一体的な整備》



- ・多目的広場に隣接して自然環境学習ゾーンを設けることで、広場を訪れた利用者に対し、虫取りや草摘みなど、「川らしい」「川ならではの」の利活用を促す[3][5]
- ・比高が低く冠水頻度が高いエリアがある場合、広場としての利用を生物観察ゾーンに転用して活用するという方法も有効（機能転換、冠水頻度への配慮）[4][10]

- 着眼点1
- 着眼点2
- 着眼点3
- 着眼点4
- 着眼点5
- 着眼点6
- 着眼点7
- 着眼点8
- 着眼点9
- 着眼点10
- 着眼点11
- 着眼点12
- 着眼点13
- 着眼点14
- 着眼点15
- 着眼点16
- 着眼点ー

■第5章 事例集

《参考事例2 河川レンジャーとの連携》

河川レンジャーは、住民と行政が一緒になって川の管理や整備を行うため、住民と行政との間に立って、行政が責任を持たなければならないこと以外で、危険を伴わない河川管理上の役割を担う人や団体(団体に属する個人を特定)です。



■河川レンジャーとは

■地域の情報・知識に精通、住民と行政をコーディネート

川との係わりが深く、川に関する様々な取り組みの主導的な立場にあって、住民と行政とをコーディネートできる地域の情報や知識に詳しい人です。

■自らの意志と責任のもとで活動

河川レンジャーは、河川管理者の代理人ではなく、自らの意志と責任のもとで、個性と特性を活かした活動を行います。

■住民参加による川の管理・信頼関係の構築

住民と行政が日常的な信頼関係を築き、住民参加による川の管理を目指して、住民と行政との橋渡し役となることも河川レンジャーの務めです。

・グラウンドの占有担当部局はスポーツ施設の管理者であることが多く、環境学習等の取り組みについて経験が薄い

・この対策としては、淀川管内河川レンジャーとの連携が考えられる[8]

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

54

■第5章 事例集

《参考事例2(つづき) 河川レンジャーとの連携》

・淀川管内で活動する河川レンジャーは、個人の特性を活かした淀川のファンづくりを推進しています

活動目標	活動内容
1. 淀川下流域の自然環境を保全するための啓発活動を実施する。	① 自然環境を保全するための啓発活動を実施する。② 淀川下流域の自然環境を保全するための啓発活動を実施する。
2. 淀川下流域の自然環境を保全するための啓発活動を実施する。	① 自然環境を保全するための啓発活動を実施する。② 淀川下流域の自然環境を保全するための啓発活動を実施する。
3. 淀川下流域の自然環境を保全するための啓発活動を実施する。	① 自然環境を保全するための啓発活動を実施する。② 淀川下流域の自然環境を保全するための啓発活動を実施する。

・地域ごとにレンジャーのグループが形成されており、地域ごとの相談を受け付けています

・詳しくは、次のURLを参照ください ⇒ <http://www.river-ranger.jp/about/about.html>

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

55

■第5章 事例集

《取組み事例3 定例イベントに環境学習を組み込んだ例（宇治川；模型飛行場）》



河川レンジャーによる活動の紹介



ヨシ笛のつくり方教室



子供たちの夢を載せてドラミの飛行



草原で遊ぶ子供たち



フライトを待つ飛行機と見学者

・例年実施しているイベントの中で、河川レンジャーと連携し、環境学習の要素を組み込み、多くの子どもたちが興味を持って参加した[6][8]

- 着眼点1
- 着眼点2
- 着眼点3
- 着眼点4
- 着眼点5
- 着眼点6
- 着眼点7
- 着眼点8
- 着眼点9
- 着眼点10
- 着眼点11
- 着眼点12
- 着眼点13
- 着眼点14
- 着眼点15
- 着眼点16
- 着眼点ー

■第5章 事例集

《取組み事例3ー2 点野親水空間の活動風景》



魚釣り体験



楽しい水辺のふれあい体験



水辺のゴミ拾い



Eボート体験



生き物観察会



外来種除去

・水面まで高低差がある高水敷を切り下げ、水辺へアプローチしやすくすることで、河川公園の最大の魅力である川の流れに触れ、次世代を担う子ども達に水辺のアクティビティを提供できる公園づくりを行った[6][8]

- 着眼点1
- 着眼点2
- 着眼点3
- 着眼点4
- 着眼点5
- 着眼点6
- 着眼点7
- 着眼点8
- 着眼点9
- 着眼点10
- 着眼点11
- 着眼点12
- 着眼点13
- 着眼点14
- 着眼点15
- 着眼点16
- 着眼点ー

■第5章 事例集

《取り組み事例4 スポーツ利用団体による清掃活動》



野球団体のクリーンキャンペーンへの参加
(寝屋川市)

- ・野球、サッカー等のスポーツ利用団体に対し、当該河川の清掃など環境奉仕活動への参加を促し、河川環境について考えてもらうきっかけとしている[9][12]
- ・さらに、清掃活動のみでなく、一歩進んで、河川環境学習イベント等への参加を進めることで、河川の魅力に気づいてもらうことが期待できる。

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

60

■第5章 事例集

《取り組み事例5 環境啓発看板の設置》



環境啓発看板の例
(宇治川公園[京都市])



環境啓発看板の例
(白川浜公園[宇治市])

- ・周辺の良い自然環境等を紹介する環境学習・啓発看板の設置[9][12]

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

61

■第5章 事例集

《取組み事例6 占用地周縁部の草地管理イメージ》



水際部の刈り残された群落は、コリドー[生物移動経路]として機能する
(桂川・上野橋東詰公園)



水際部の樹林存置状況
(桂川久世橋東詰公園)

- ・水際部の植生・樹林等を存置することで、コリドー[生物移動経路]としての機能が期待でき、生物の河川縦断的な利用に配慮することができる。[11]
- ・河道内に保全すべき良好な環境が存在する場合には、利用者が安易に近づくことができない、緩衝帯「バッファゾーン」としての機能も期待できる。この場合、併せて環境情報等の提供を行うと効果的である[12]

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

62

■第5章 事例集

《取組み事例7 手続き時のチラシ等による「環境啓発」(京田辺市、他)》



記入ボードの裏面(京田辺市の例)



生物調査の紹介冊子
(八幡市の例)



NPOによる自然ガイドブック
(寝屋川市の例)

- ・利用手続き時に書類を記入してもらったボードの裏面に、河川環境や周辺に生息する希少な生物に関する情報を掲載したチラシを貼付し、啓発に努めている(京田辺市・草内運動公園)[9][12]
- ・利用手続き時に、河川レンジャー会報や、河川情報冊子等を提供するなどして、意識向上のツールとして活用することも考えられる[9][12]

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

63

■第5章 事例集

《改善事例1 排他独占的利用の改善事例(天ヶ瀬公園)》



- ・一部の利用者による私物の存置などの状況が見られたが、行政指導により改善された[6][13]
- ・一般利用者の利用が制限されていたものが改善されている[14][15]

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

64

■第5章 事例集

《改善事例2 駐車場拡幅に伴い、同面積のグラウンドを自然地に返還(宇治川公園)》



- ・グラウンド周辺部を駐車場として利用するために新たに占用地を拡幅(図中黄緑色)し、その代替として同面積のグラウンド(野球グラウンド2面分)を自然地に返還(図中赤枠B)することとしたもの[4][5]
- ・堤内側(宅地内)への無秩序な駐車により一般住民の利用が制限されていたものを解消[15]

着眼点1
着眼点2
着眼点3
着眼点4
着眼点5
着眼点6
着眼点7
着眼点8
着眼点9
着眼点10
着眼点11
着眼点12
着眼点13
着眼点14
着眼点15
着眼点16
着眼点一

65

■第5章 事例集

《改善事例3 利用規約・利用要綱の整備（淀川本川；自然広場）》

自然広場管理運営委員会規約		自然広場管理要綱	
（目的） 本会は、淀川川区と接する低層河川にもついで自然広場の利用を利便を図ることを目的とする。淀川の自然広場の保全及び利用促進の推進を図ることを目的とする。 （名称・事務局） 本会は、「自然広場管理運営委員会」と称し、事務局を淀川川区管内に置く。 （構成員） 本会は、自然広場の利用に関する関係する関係団体の代表者並びに区内スポーツ団体の代表者若しくは委員として構成する。 第2条 本会に管理運営部を設け、自然広場の管理運営を行うこととし、自然広場の管理運営を行う。 （会期） 第4条 本会の会期は、毎年4月から翌年3月末までとする。 （役員） 第5条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 若干名 管理運営部長 若干名 管理運営副部長 若干名 第6条 役員の選任は、委員の互選による。 第7条 役員の任期は、任期1年とする。 （1）会長は、本会を代表し会務を統括する。 （2）副会長は、会長に専任し、会長に不在の場合は、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代行する。 （3）管理運営部長は、管理運営部を統括する。 （4）管理運営副部長は、委員長を補佐し、委員に専任したときは委員の職務を代行する。 第8条 役員の任期は、就任年度の初日とする。 第9条 委員は、任期満了により出向団体の代表者たる資格を喪失した場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。 第10条 役員の任期は、任期満了の日をもって終了する。	（目的） 本会は、淀川川区と接する低層河川にもついで自然広場の利用を利便を図ることを目的とする。淀川の自然広場の保全及び利用促進の推進を図ることを目的とする。 （名称・事務局） 本会は、「自然広場管理運営委員会」と称し、事務局を淀川川区管内に置く。 （構成員） 本会は、自然広場の利用に関する関係する関係団体の代表者並びに区内スポーツ団体の代表者若しくは委員として構成する。 第2条 本会に管理運営部を設け、自然広場の管理運営を行うこととし、自然広場の管理運営を行う。 （会期） 第4条 本会の会期は、毎年4月から翌年3月末までとする。 （役員） 第5条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 若干名 管理運営部長 若干名 管理運営副部長 若干名 第6条 役員の選任は、委員の互選による。 第7条 役員の任期は、任期1年とする。 （1）会長は、本会を代表し会務を統括する。 （2）副会長は、会長に専任し、会長に不在の場合は、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代行する。 （3）管理運営部長は、管理運営部を統括する。 （4）管理運営副部長は、委員長を補佐し、委員に専任したときは委員の職務を代行する。 第8条 役員の任期は、就任年度の初日とする。 第9条 委員は、任期満了により出向団体の代表者たる資格を喪失した場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。 第10条 役員の任期は、任期満了の日をもって終了する。	（目的） 本会は、淀川川区と接する低層河川にもついで自然広場の利用を利便を図ることを目的とする。淀川の自然広場の保全及び利用促進の推進を図ることを目的とする。 （名称・事務局） 本会は、「自然広場管理運営委員会」と称し、事務局を淀川川区管内に置く。 （構成員） 本会は、自然広場の利用に関する関係する関係団体の代表者並びに区内スポーツ団体の代表者若しくは委員として構成する。 第2条 本会に管理運営部を設け、自然広場の管理運営を行うこととし、自然広場の管理運営を行う。 （会期） 第4条 本会の会期は、毎年4月から翌年3月末までとする。 （役員） 第5条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 若干名 管理運営部長 若干名 管理運営副部長 若干名 第6条 役員の選任は、委員の互選による。 第7条 役員の任期は、任期1年とする。 （1）会長は、本会を代表し会務を統括する。 （2）副会長は、会長に専任し、会長に不在の場合は、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代行する。 （3）管理運営部長は、管理運営部を統括する。 （4）管理運営副部長は、委員長を補佐し、委員に専任したときは委員の職務を代行する。 第8条 役員の任期は、就任年度の初日とする。 第9条 委員は、任期満了により出向団体の代表者たる資格を喪失した場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。 第10条 役員の任期は、任期満了の日をもって終了する。	（目的） 本会は、淀川川区と接する低層河川にもついで自然広場の利用を利便を図ることを目的とする。淀川の自然広場の保全及び利用促進の推進を図ることを目的とする。 （名称・事務局） 本会は、「自然広場管理運営委員会」と称し、事務局を淀川川区管内に置く。 （構成員） 本会は、自然広場の利用に関する関係する関係団体の代表者並びに区内スポーツ団体の代表者若しくは委員として構成する。 第2条 本会に管理運営部を設け、自然広場の管理運営を行うこととし、自然広場の管理運営を行う。 （会期） 第4条 本会の会期は、毎年4月から翌年3月末までとする。 （役員） 第5条 本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 若干名 管理運営部長 若干名 管理運営副部長 若干名 第6条 役員の選任は、委員の互選による。 第7条 役員の任期は、任期1年とする。 （1）会長は、本会を代表し会務を統括する。 （2）副会長は、会長に専任し、会長に不在の場合は、あらかじめ会長が指名する副会長が職務を代行する。 （3）管理運営部長は、管理運営部を統括する。 （4）管理運営副部長は、委員長を補佐し、委員に専任したときは委員の職務を代行する。 第8条 役員の任期は、就任年度の初日とする。 第9条 委員は、任期満了により出向団体の代表者たる資格を喪失した場合においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。 第10条 役員の任期は、任期満了の日をもって終了する。

利用要綱と管理運営委員会規約

・当初、一部団体による排他独占的な利用がなされていた場所に対し、自然広場管理運営委員会を設立し、利用要綱に基づく運営管理を行うこととしたもの[6][16]

- 着眼点1
- 着眼点2
- 着眼点3
- 着眼点4
- 着眼点5
- 着眼点6
- 着眼点7
- 着眼点8
- 着眼点9
- 着眼点10
- 着眼点11
- 着眼点12
- 着眼点13
- 着眼点14
- 着眼点15
- 着眼点16
- 着眼点一

■巻末資料

《出典一覧》

- 「淀川水系河川整備計画」 平成21年3月 近畿地方整備局
- 「河川維持管理計画〈淀川〉」 平成24年4月 淀川河川事務所
- 「淀川河川公園基本計画」 平成20年8月 近畿地方整備局
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム パンフレット 平成29年3月 淀川河川事務所
- 「自然豊かな淀川を目指して」 平成14年3月 淀川環境委員会
- 「景観の生態史観」 平成24年7月 森本幸裕編 京都通信社発行
- 「天ヶ瀬ダム再開発事業に係る環境調査について」 平成25年3月 琵琶湖河川事務所
- 「河川環境情報図」 平成27年度 淀川河川事務所
- 「淀川（事業パンフレット）」 平成22年 淀川河川事務所
- 「大阪湾環境データベース」 近畿地方整備局HP
- 淀川管内河川保全利用委員会 過年度審議資料

■巻末資料

≪参考となるHPや文献などの紹介≫

◆貴重な動植物に関する情報

- 環境省 生物多様性センター「いきものログ」：<https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/booklist>
- 大阪府レッドリスト：<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/tayouseipartner/redlist.html>
- 京都府レッドデータブック情報：http://www.pref.kyoto.jp/kankyo_red/news/index.html
- その他、各自治体で生物調査結果等を公開しています。

〇〇市 環境調査

🔍 検索

◆外来種に関する情報

- 環境省HP「外来種問題を考える」：<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/index.html>
- 環境省HP「日本の外来種対策」：<https://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>
- 国土交通省 河川環境課「河川における外来植物対策の手引き」(2013.12)
- 公益財団法人 リバーフロント研究所 報告 RIVER FRONT vol.78(2014)「外来種特集」
- 公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)HP「外来生物問題」

◆環境関連団体(NPO)等一覧

- 大阪府環境交流パートナーシップ 登録団体一覧
<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/partnership2/index.html> の「登録団体一覧」
- 京都府庁NPOパートナーシップセンター HP：<http://www.pref.kyoto.jp/npo/psc/index.html>
- 淀川管内河川レンジャー HP：<http://www.river-ranger.jp/>